

# 先着順による 市有地売払い応募要領

令和6年1月

静岡市財政局財政部管財課

TEL 054-221-1181

静岡市ホームページ【[https://www.city.shizuoka.jp/141\\_000028.html](https://www.city.shizuoka.jp/141_000028.html)】



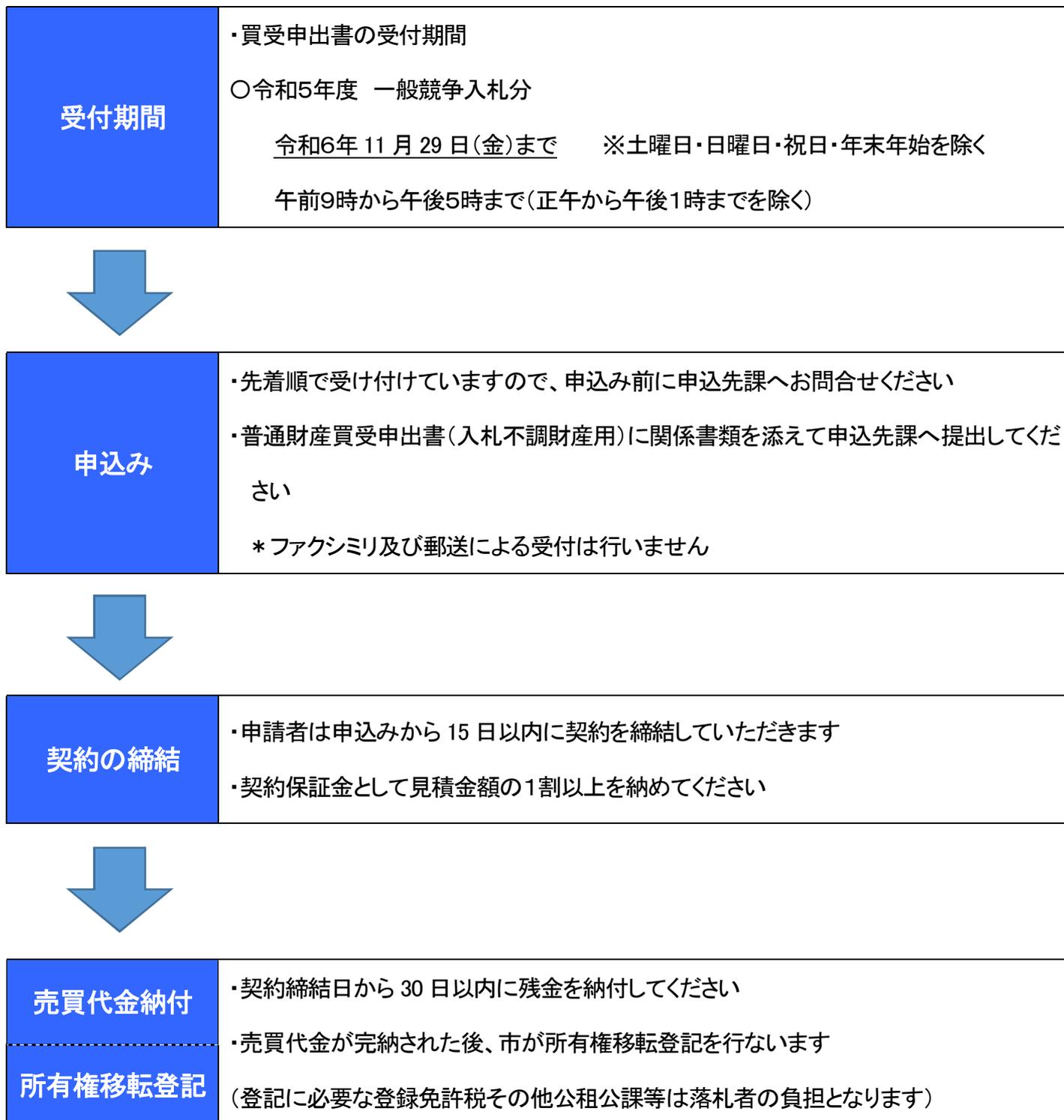
(QRコード)

# 目 次

先着順による市有地売払いの流れ	1
先着順による売払いの概要	2～4
入札参加心得書（参考）	5～10
市有財産売買契約書	11～13
普通財産買受申出書	14
委任状	15
暴力団排除に関する誓約書兼同意書	16～20
物件調書	巻末資料

# 先着順による市有地売払いの流れ

先着順による売払い・・・一般競争入札において申込者がなかった物件について、先着申込者を契約の相手方とする方法です。



# 先着順による売払いの概要

一般競争入札において落札者がなかった物件等については、期間を定めて、予定価格以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

なお、物件・手続等の詳細については、申込先課にお問い合わせください。

## 1 先着順による売払い物件

先着順による売払いを行う市有地(対象物件)は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

対象物件一覧 (所在地の静岡市は記載省略)

○令和5年度 一般競争入札分

受付期間：令和6年11月29日(金)まで

物件番号	入札対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測面積	予定価格 (最低売却価格)	申込先課 (電話)
5-1	清水区蒲原堰沢字道外65番7	雑種地	391.20㎡	10,736,050円	管財課 (054-221-1181)
5-2	清水区興津中町字東下側1898番	宅地	119.76㎡	5,338,918円	管財課 (054-221-1181)

(注) 物件によっては売払いを中止する場合があります。

## 2 参加資格

参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

### 3 受付方法

申し込みの際には次の書類を申込先課へ提出してください。

(ファクシミリ及び郵送による受付は行いません。)

1	普通財産買受申出書(入札不調財産用)	普通財産買受申出書(入札不調財産用) (P14)
2	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (P16~P17)
3	印鑑登録証明書	<b>個人(共有を含む)</b> が申込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
4	印鑑証明書	<b>法人</b> が申込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
5	住民票	<b>個人(共有を含む)</b> が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行された、 <b>本籍</b> が記載されているものを1通ご用意ください。
6	法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)	<b>法人</b> が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
7	委任状	<b>代理人</b> が申し込む場合に必要となります。(P15)

\*印鑑を使用される場合は、印鑑登録証明書または印鑑証明書と同一のものをご使用ください。

### 4 受付期間

<b>【年月日】</b>	令和6年1月17日(水)から 令和6年11月29日(金)まで ※土曜日・日曜日・祝日を除く。
<b>【受付時間】</b>	午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く)

## 5 売払いの決定方法

- ①入札対象財産の予定価格(落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格)以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手と決定します。
- ②各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

## 6 契約保証金

申請者は契約を締結する時まで、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

## 7 契約の締結

申込みの日から15日以内(土日祝日含む)に、契約を締結します。(P11～P13 契約書)

## 8 売買代金の支払い

契約締結から30日以内(土日祝日含む)に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

- \*申請者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。  
その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

## 9 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後(農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第3条の許可の後)、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

- \*現状有姿での売払いとなります。

## 入札参加心得書（参考）

（趣旨）

第1 この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

（入札参加者の責務）

第2 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領（以下「応募要領」という）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

（入札参加資格）

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （4）買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供しようとし、また、これらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、又は賃借しようとする者
- （5）入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- （6）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

（入札参加申し込み）

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡市財政局財政部管財課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書
- (2) 住民票（法人の場合は現在事項全部証明書）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日までに静岡市財政局財政部管財課に到着するよう送付してください。

4 ファクシミリや電子メールによる入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。  
（入札時の持参書類等）

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加受付書（管財課確認印が押印してあるもの）
- (2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください、コピー可）
- (3) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません）
- (4) 入札保証金（現金又は銀行振出小切手）
- (5) 委任状（代理人が入札を行う場合に必要となります）
- (6) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

（入札保証金）

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象財産1件につき入札予定価格の100分の3以上に相当する金額を、入札開始時間前に市が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札書）

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代

理人の氏名を記入し押印してください。

5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。

6 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の条件）

第8 入札に参加するものは、暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときには直ちに提出すること並びに公序良俗に反する使用等に該当しないことについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。

（1）参加申込みから入札までに、入札参加者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員と密接な関係を有するものと判明した場合は、この入札に参加できません。

（2）入札から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約は締結しません。

（3）契約後、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約を解除し、又は当該物件の買戻しをします。

（入札の無効）

第9 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

（1）入札参加資格のない者

（2）入札保証金が所定の額に満たない者

（3）金額その他の事項につき確認できない記載をした者

（4）談合その他不正行為を行ったと認められる者

（5）入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

（6）自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

（7）入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

（8）入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

（9）鉛筆書きの入札をした者

（10）金額を訂正した入札をした者

（11）指定した日時、場所に入札をしなかった者

（12）郵送又はファクシミリによる入札をした者

（13）担当職員の指示に従わず入札をした者

（14）委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

（15）入札者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人であ

る場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第10 開札は、入札参加者の前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第11 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第12 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第9の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(11)から(15)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

3 初回入札の入札保証金の納付をもって、再入札の入札保証金の納付があったものとみ

なします。

(入札執行の延期)

第13 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の還付)

第14 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、当日還付します。

2 入札保証金は、契約締結後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、落札者の申し出により第16に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約書を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

3 落札者が、前項の期間内に契約書を締結しないときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約書を提出する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額、かつ、円未満切上げ)を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第17 落札者は、契約締結日から30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、落札代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することがで

きます。

2 落札者が前項の落札代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで納付すべき金額の2000分の1の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。

3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。  
その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第18 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡県農業委員会による農地法第3条の許可の後）、落札者の申し出により、市が行います。

2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(瑕疵担保責任)

第19 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、当該契約が、消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

(情報公開等について)

第20 入札結果につきましては、静岡県情報公開条例（平成15年4月1日静岡県条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

市 有 財 産 売 買 契 約 書

市有財産の売買に関し、売渡人静岡市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（売買物件の表示）

第2条 甲は、その所有に係る次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在 地	区 分	面 積 (㎡)	摘 要
〔 落 札 物 件 所 在 地 〕	土 地	〔 物 件 面 積 〕	

（売買代金の額及び納入）

第3条 売買物件の売買代金は、金〔落 札 金 額〕円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とし、乙は、甲が発行する納付書により、令和〇年〇月〇日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

（遅延利息）

第4条 乙は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき納付すべき金額の2000分の1に相当する額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転及び登記）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 乙は、売買代金を完納したときは、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、当該請求により所有権移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後に売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

（公租公課等の負担責任）

第7条 所有権移転登記完了後の原因による売買物件の公租公課その他の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(紛争の解決)

第8条 売買物件に関し紛争が生じたときは、売買物件の所有権移転登記完了前の原因による場合は甲が、所有権移転登記完了後の原因による場合は乙が、それぞれ責任をもって処理し、相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

(担保責任の免除)

第9条 この契約の締結後において、売買物件の種類、品質、数量等がこの契約の内容に適合しないものであることが明らかになったとしても、甲はその責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、売買物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還するものとする。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

5 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において契約に違反した者の責めに帰すべき事由があるときは、当該者はその相手方に対しこれによって生じた損害を賠償するものとする。

(市長への報告等)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号  
売渡人 甲  
静岡市長 ○○ ○○ 印  
○○市○○区○○町○○番地  
買受人 乙  
○○ ○○ 印

# 普通財産買受申出書

(入札不調財産用)

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

見積者 住 所  
氏 名  
(名称・代表者名)  
代理人氏名

下記財産について、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
見積金額										

買受けを希望する財産

対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測地積 (㎡)

(注1) 記入には黒インクの万年筆又はボールペンを使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。

(注2) 見積金額の訂正は行わないこと。

\*見積者の本籍の記載のある住民票（法人の場合は現在事項全部証明書）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を必ず添付してください。

# 委任状

私は、下記財産の買受けについて、⑩を

代理人と定め、買受申出に関する一切の権限を委任いたします。

## 記

物件番号	入札対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測地積 (㎡)

年 月 日

(あて先) 静岡市長

住 所

氏 名

⑩

(法人名・代表者名)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所	〔 法人にあつては、本店所在地 〕
商号又は名称 代表者職氏名	

〔  
法人にあつては、その名称及び代表者の氏名  
〕

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
  - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
  - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
  - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上



<記載例 法人で契約の相手方を支店等に委任する場合>

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている、役員全員及び委任された支店長等の役職名、氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	取締役	シズミ ジュウロウ	清水 十郎	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日
②	代表取締役	シズミ カハコ	静岡 花子	静岡市葵区××丁目×番×号	女	S×年×月×日
③	代表取締役	スルガ タロウ	駿河 太郎	静岡市葵区△△丁目△番△号	男	S×年×月×日
④	監査役	シズミ ジロウ	静岡 次郎	静岡市葵区○丁目○番○号	男	H×年×月×日
⑤	支店長	シズミ サブロウ	清水 三郎	静岡市清水区●丁目●番●号	男	S×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項		
抹消されている役員は記載しないでください	取締役 清水 十郎 ①	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号 代表取締役 静岡 花子 ②	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記
	<u>静岡市葵区××丁目×番×号</u> <u>代表取締役 静岡 一郎</u>	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記 平成〇〇年〇月〇日退任
	<u>静岡市葵区△△丁目△番△号</u> <u>代表取締役 駿河 太郎</u>	平成〇〇年〇月〇日就任 平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区△△丁目△番△号 代表取締役 駿河 太郎 ③	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記
	監査役 静岡 次郎 ④ (社外監査役)	令和〇〇年〇月〇日就任 令和〇〇年〇月〇日登記
役員が法人の場合は記載しないでください	会計監査人 静岡清水監査法人	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記

<記載例 法人で契約の相手方を本社・本店とする場合>

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている、役員全員の役職名、氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	取締役	シズメ ジュウロウ	清水 十郎	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日
②	代表取締役	シズメ カハコ	静岡 花子	静岡市葵区××丁目×番×号	女	S×年×月×日
③	代表取締役	スルガ タロウ	駿河 太郎	静岡市葵区△△丁目△番△号	男	S×年×月×日
④	監査役	シズメ ジロウ	静岡 次郎	静岡市葵区○丁目○番○号	男	S×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項			
役員に関する事項	取締役 清水 十郎 ①	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記	
	静岡市葵区××丁目×番×号 代表取締役 静岡 花子 ②	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記	
	<del>静岡市葵区××丁目×番×号 代表取締役 静岡 一郎</del>	<del>平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記 平成〇〇年〇月〇日退任</del>	
	<del>静岡市葵区△△丁目△番△号 代表取締役 駿河 太郎</del>	<del>平成〇〇年〇月〇日就任 平成〇〇年〇月〇日登記</del>	
	静岡市葵区△△丁目△番△号 代表取締役 駿河 太郎 ③	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記	
	監査役 静岡 次郎 ④ (社外監査役)	令和〇〇年〇月〇日就任 令和〇〇年〇月〇日登記	
	役員が法人の場合は記載しないでください	会計監査人 静岡清水監査法人	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記

< 記載例 個人の場合 >

別紙には、誓約書に署名されている方の氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。役職名の欄は記載不要です。

< 記載例 >

別紙

役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
	フリガナを記載	□□ □□	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日

※記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。

# 物件調書

# 物件調書

物件番号	5-1	担当課	管財課
		連絡先	054-221-1181
予定価格 (最低売却価格)	10,736,050 円		

所在地 (地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
清水区蒲原堰沢字道外 65 番 7	雑種地	雑種地	391.20 m <sup>2</sup>	391 m <sup>2</sup>	

法令に基づく 制限の概要	用途地域	準工業地域	斜線制限	あり
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり
	指定容積率	200%	高度地区	
	その他	第三種高度地区、特別工業地区 (蒲原地区)、居住誘導区域、大規模集客施設制限地区		
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html</a>			

処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先
	電気	引込可能	中部電力パワーグリッド(株)	0120-983-676
	上水道	接面道路接続可	静岡市お客様サービス課	054-251-1132
	下水道	—	—	—
	都市ガス	接面道路接続可	—	—
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。				

交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離
	鉄道	JR 東海道本線 蒲原駅	南西	約 400m
	バス	由比・蒲原病院線 蒲原駅	南西	約 400m

公共施設	名称	距離	名称	距離
	清水区役所 蒲原支所	南西方 約 1.7km	蒲原中郵便局	南西方 750m
	蒲原西小学校	南西方 約 1.8km	蒲原西部こども園	南西方 650m
	蒲原中学校	南西方 約 4km		

## 参考事項

当該物件は現状での引き渡しとなります。  
引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。



# 物件調書

現況写真【物件番号：5-1】



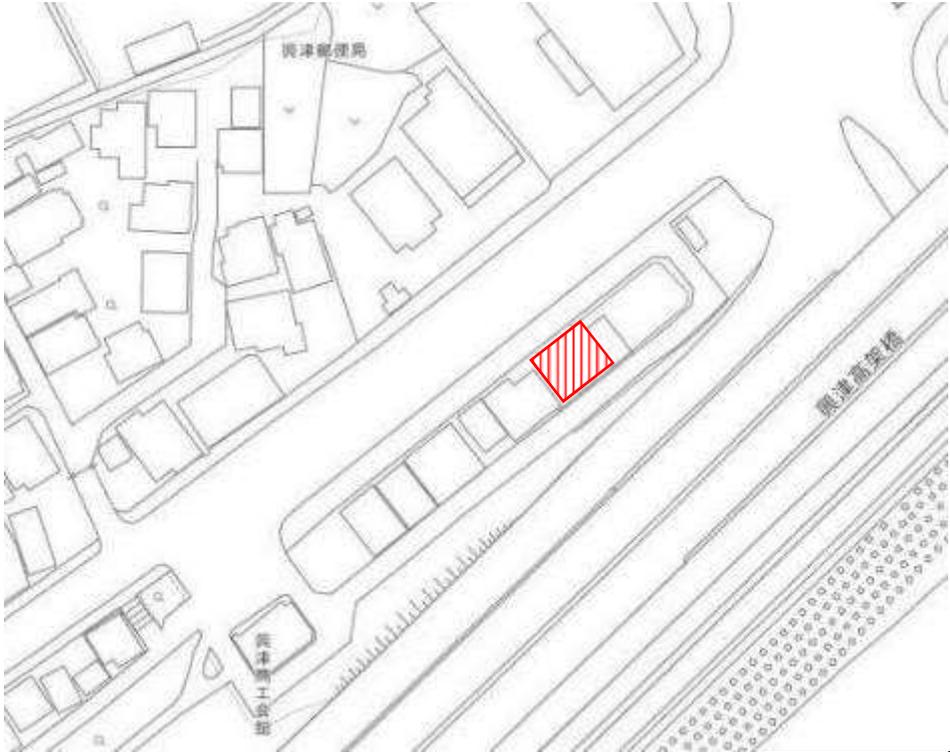
# 物件調書

物件番号	5-2	担当課	管財課
		連絡先	054-221-1181
予定価格 (最低売却価格)	5,338,918 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
興津中町字東下側 1898 番	宅地	宅地	119.76 m <sup>2</sup>	119.76 m <sup>2</sup>	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	第二種住居区域	斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり	
	指定容積率	200%	高度地区		
	その他				
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html</a>				
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先	
	電気	引込可能	中部電力パワーグリッド(株)	0120-983-676	
	上水道	接面道路接続可	お客様サービス課	054-251-1132	
	下水道	接面道路接続可	静岡市上下水道局下水道部 下水道維持課	054-270-9228	
	都市ガス				
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離	
	鉄道	JR 東海道本線 興津駅	東	約 550m	
	バス				
公共施設	名称	距離	名称	距離	
	清水興津小学校	北西方 約 220m	清水清見瀧公園	南西方 約 450m	
	興津中学校	北西方 約 860m	静岡銀行 興津支店	南西方 約 400m	
	しずてつストア 興津支店	北方 約 1.4km			
参考事項					
当該物件は現状での引き渡しとなります。 引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。					

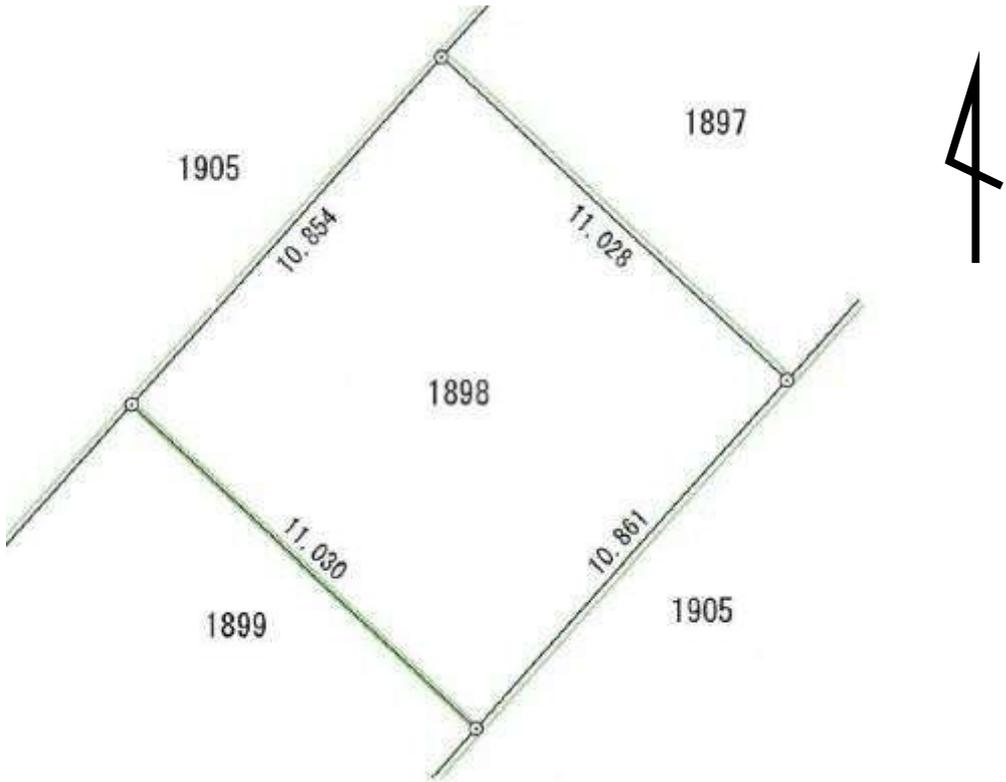
# 物件調書

案内図【物件番号：5-2】



売却物件 

明細図



# 物件調書

\*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

現況写真【物件番号：5-2】



※応募要領は次の場所で配付します。また、静岡市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

【応募要領配付場所】 管財課、葵・駿河・清水区役所総合案内所

静岡市ホームページ【[https://www.city.shizuoka.lg.jp/141\\_000028.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/141_000028.html)】



(QR コード)